

富士河口湖町長 殿

船舶所有者 千

住所

氏名



(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

航行届

次のとおり船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の2第1項の規定により届け出ます。

航行の用に供しようとする湖 (乗入れる湖) ※複数記入不可		河口湖			
航行の用に供しようとする月及び日数(乗入れる月及び日数)	年	4月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		5月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		6月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		7月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		8月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		9月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		10月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		11月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		12月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
	年	1月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		2月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		3月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
	合計		乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
船舶届出済証に記載された番号 ※複数記入不可					

- 注 1 「航行の用に供しようとする月及び日数」の欄は、乗入れ予定日数を記入すること。予定が定まっていない場合は、乗入れ見込日数を記入すること。
- 2 本様式、添付書類ともA4紙(感熱紙不可)で提出すること。
- 3 本様式は、乗入れる湖・船舶毎に作成し、山中湖に乗入れる船舶は山中湖村観光課、河口湖に乗入れる船舶は富士河口湖町環境課に提出すること。
- 4 年度最初の乗入れ予定日の2週間前の日までに提出すること。
- 5 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳(件名欄)の写し 1部
- 船舶の全体が分かる写真(正面1枚及び側面1枚、番号シールの番号(A223、a223などアルファベット1文字及び3桁の数字からなる番号)が読み取れるもの)
- 返信用封筒(返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付)
 - 封筒サイズ:A4紙が折らずに入るもの(角形2号、角形20号、角形A4号等)
 - 返信用切手:270円(1台分)。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。

記入例

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

富士河口湖町長 殿

船舶所有者 氏 **必ず記入**

住所 **必ず記入**

氏名 **（法人の場合）法人名・代表者名・代表取締役印** 印

（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 **必ず記入**

航行届

次のとおり船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の2第1項の規定により届け出ます。

航行の用に供しようとする湖 （乗入れる湖）※複数記入不可		河口湖		
航行の用に供しようとする月及び日数（乗入れる月及び日数）	2019年	4月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
		5月	乗入日数 5 日	（左のうち土日祝日 5 日）
		6月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
		7月	乗入日数 10 日	（左のうち土日祝日 5 日）
		8月	乗入日数 10 日	（左のうち土日祝日 5 日）
		9月	乗入日数 5 日	（左のうち土日祝日 5 日）
		10月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
		11月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
		12月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
	2020年	1月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
		2月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
		3月	乗入日数 日	（左のうち土日祝日 日）
	合計		乗入日数 30 日	（左のうち土日祝日 20 日）
船舶届出済証に記載された番号 ※複数記入不可		（例） a 2 2 3		

- 注 1 「航行の用に供しようとする月及び日数」の欄は、乗入れ予定日数を記入すること。予定が定まっていない場合は、乗入れ見込日数を記入すること。
- 2 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
- 3 本様式は、乗入れる湖・船舶毎に作成し、山中湖に乗入れる船舶は山中湖村観光課、河口湖に乗入れる船舶は富士河口湖町環境課に提出すること。
- 4 年度最初の乗入れ予定日の2週間前の日までに提出すること。
- 5 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 船舶の全体が分かる写真（正面1枚及び側面1枚、番号シールの番号（A223、a223などアルファベット1文字及び3桁の数字からなる番号）が読み取れるもの）
- 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 - 封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 - 返信用切手：270円（1台分）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。